

素形材産業振興施設 機械警備業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、甲の管理する警備対象につき、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は第4条に定める対象施設（以下、「対象施設」という。）の適切な保全、秩序の維持管理を図るため、火災、盗難を防止するとともに、不良行為を排除し財産の保全を行うため、対象施設の警備を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 この契約の委託料は、令和7年度から令和9年度までの総額で 円
（内消費税額 円）とする。

（内訳）

令和7年4月1日から翌年3月31日	円（内消費税額 円）
令和8年4月1日から翌年3月31日	円（内消費税額 円）
令和9年4月1日から翌年3月31日	円（内消費税額 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（対象施設）

第4条 警備の対象となる施設は、素形材産業振興施設1号棟（うるま市勝連南風原 5192 番 30）及び素形材産業振興施設2号棟（うるま市勝連南風原 5192 番 26）並びにその敷地内とする。

2 第1項の対象施設のうち、添付図面で示す素形材産業振興賃貸工場内は対象外とする。

（委託料の支払い）

第8条 乙は、毎月の業務完了後の翌月に、甲に請求書を提出するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領したときから30日以内に乙に支払うものとする

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として第3条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(警報機器等の設置)

第5条 乙が業務実施のため設置する警報装置及び警報機器、これに付帯する一切の設備（以下、「警報機器等」という。）は乙の所有に属する。警報機の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。

2 契約対象物件の増築、改築、新築等により既設の警報機器等の移動または変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲及び入居者が協議により負担する。

3 甲又は入居者の責に帰すべき事由により、警報機器等の毀損、紛失せしめた場合は、甲、入居者のうち、その義務を負う者が負担するものとする。

4 乙は、本契約終了後、本契約により甲が委託料を負担していた警報機器等を速やかに撤去するものとする。撤去にかかる費用及び撤去までの委託料については、乙の負担とする。

(緊急時の対応)

第6条 乙は、業務の実施中に異常又は事故等を発見したときは、必要に応じて臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はその結果を速やかに甲に報告しなければならない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は本契約の履行にあたり、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(損害賠償及び通報)

第9条 乙は、本契約に基づく業務遂行中、その責に帰すべき理由により生じた損害について、事項の賠償額を限度として、保険により甲に対してその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第1項の事故によって損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に電話又は書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

3 甲は、対象施設から退出に際し、各出入口、窓、扉等を施錠し、確認ランプで各警報機器のセット状況や以上の有無を確認することとする。

4 甲は、再入室及びセットミスに際しては、速やかに警備本部まで連絡することとする。

(免責事項)

第10条 直接であると間接であると問わず、以下に起因する損害については、乙は賠償の責を負わないものとする。

- 1 天災地変、その他不可抗力による場合。
- 2 火災、爆裂、爆発等による損害。但し、乙の不法行為によるものはこの限りではない。
- 3 建造物、施設、物品等自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。
- 4 警報機器及び警報装置が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったために生じた損害。

(秘密の保持)

第 11 条 甲乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第12条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど認められるとき。
- 2 本契約に関する下請負人等が前号のいずれかに該当することを知りながら契約し、又は下請負人等の契約を承認したとき。

- 3 本契約に関する下請負人等が第1項のいずれかに該当すると判明したときに、乙が直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し、第4号のいずれかに該当する者との契約を解除させる措置を取らなかったとき。
- 4 第1項から第3項の規定により、契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1の金額を違約金として甲に支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は乙が次の各号に当たる事由があった場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 本契約について、乙及びその従業員に不正又は不当な行為があったとき。
 - (3) 甲において、乙が本契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
 - (4) 前各号の他、本契約の条項に違反したとき。
- 2 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。
- 3 第1項及び第2項、又は前条第1項から第3項の定めにより本契約が解除されたとき、乙は甲にその損害賠償を請求することができないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約事項、契約外事項についての疑義)

第16条 本契約の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙各記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 所在地
 契約者 氏名